

# 指数計算に係る算出要領

2024年1月31日版

株式会社JPX総研

2024年1月31日発行

## 目次

変更履歴 .....	3
はじめに .....	4
I. 指数の算出.....	4
1. 指数値 .....	4
2. 算出式 .....	4
3. 採用価格 .....	6
4. 修正係数の見直し .....	6
II. 基準時価総額等の修正.....	7
1. 修正対象となる事項.....	7
2. 修正方法 .....	10
III. 問い合わせ先 .....	12

## 変更履歴

公表日	変更内容
2022/4/4	・新設
2023/2/13	・時価総額加重平均方式の指数用株式数の変更に関する注記の明確化
2024/1/31	・指数用株式数の修正を要する項目として、株式交付子会社が非上場会社である場合を追加 ・指数用株式数の変更において、修正を要する事項が所報で公表された日と当該情報による修正日が著しく近接している場合の取扱いの明確化

## はじめに

- ・ 本資料では、株式会社JPX総研（以下、「JPX総研」という。）が算出・配信を行う東証指数（以下、「TOPIX等」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難とJPX総研が判断した場合は、JPX総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料はJPX総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、JPX総研に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、JPX総研は、TOPIX等の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX等若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- ・ なお、当該資料においては、REITやインフラファンドを含む指数においても、便宜的に受益権の口数及び投資口を株式・株と表記する。

## I. 指数の算出

### 1. 指数値

各指数値の単位は、時価総額加重方式・均等加重方式・非時価総額加重方式（修正時価総額加重方式等）はポイント、株価平均方式は円とし小数点以下第2位表示する。（小数点以下第3位四捨五入）

### 2. 算出式

#### (1) 時価総額加重方式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

$$* \text{算出時の指数用時価総額} = \sum (\text{各銘柄の指数用株式数} \times \text{採用価格})$$

$$* \text{各銘柄の指数用株式数} = \text{各銘柄の指数用上場株式数} \times \text{各銘柄の浮動株比率} \times \text{キャップ調整係数}$$

- ・ 浮動株比率については、「浮動株比率の算定方法」又は個別指数の算出要領に従う。
- ・ キャップ調整係数については、個別指数の算出要領により定めるところによるもの

とする。

- なお、指数用上場株式数は、基本的には上場株式数と等しいが、株式分割等のコーポレートアクションによっては株式数が異なることがある。例えば、株式分割の場合、上場株式数は効力発生後の変更上場日に変更し、指数用上場株式数は権利落日に変更しているため、一時的に一致しない。
- また、指数用上場株式数は、基本的には発行済株式数と等しいが、日本電信電話、日本たばこ産業、日本郵政については、未上場の政府保有株式が存在するため、発行済株式数は上場株式数と一致しない。

## (2) 株価平均方式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出対象の指数用採用価格合計（修正指数用時価総額）}}{\text{除数（※1）}}$$

※1 除数は、基準時価総額を固定値で除した値とする。固定値については、指数値の水準を調整するために指数毎に設定する。基準日における基準時価総額は、指数用採用価格合計（修正指数用時価総額）と同値とする。

\* 算出時対象の指数用採用価格合計

$$= \sum (\text{各銘柄の修正係数} \times 10,000 \times \text{採用価格})$$

- 各銘柄の修正係数 = 理論上のウェイト × 固定値（※2） ÷ ウェイト基準日の最終指数採用価格

※2 固定値は10のX乗とし、構成銘柄の株価水準を考慮して、適当なXの値（正数値）をJPX総研が都度決定する。

- 修正係数の臨時見直しについては、「4.修正係数の見直し」を参照。
- 理論上のウェイトについては、個別指数の算出要領により定めるところによるものとする。

## (3) 均等加重方式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の修正指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

\* 算出時の修正指数用時価総額

$$= \sum (\text{各銘柄の修正係数} \times 10,000 \times \text{採用価格})$$

- 各銘柄の修正係数 = 固定値 (※) ÷ ウェイト基準日の最終指数採用価格  
※固定値は 10 の X 乗とし、構成銘柄の株価水準を考慮して、適当な X の値 (正数値) を J P X 総研が都度決定する。
- 修正係数の臨時見直しについては、「4. 修正係数の見直し」を参照。

(4) 非時価総額加重方式 (修正時価総額加重方式等)

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の修正指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

\* 算出時の修正指数用時価総額

$$= \sum (\text{各銘柄の修正係数} \times 10,000 \times \text{採用価格})$$

- 各銘柄の修正係数 = 理論上のウェイト × 固定値 (※) ÷ ウェイト基準日の最終指数採用価格  
※固定値は 10 の X 乗とし、構成銘柄の株価水準を考慮して、適当な X の値 (正数値) を J P X 総研が都度決定する。
- 修正係数の臨時見直しについては、「4. 修正係数の見直し」を参照。
- 理論上のウェイトについては、個別指数の算出要領により定めるところによるものとする。

### 3. 採用価格

- TOPIX 等を算出する際の採用価格、基準時価総額及び除数の修正に使用する株価は、株式会社東京証券取引所 (以下、「東証」という。) の立会取引における株価とし、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段 (①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用)

### 4. 修正係数の見直し

- 株式分割

株式分割が行われた場合、権利落ち日を指数修正日として、以下のとおり修正する。  
 新修正係数 = 修正係数 × 分割比率

- 新株予約権の無償割当てによる増資

新株予約権の無償割当てによる増資が行われた場合、権利落ち日を指数修正日として、以下のとおり修正する。  
 新修正係数 = 修正係数 × (1 + 割当比率)

- 株主割当による増資

株主割当による増資が行われた場合、権利落ち日を指数修正日として、以下のとおり修正する。  
 新修正係数 = 修正係数 × (1 + 割当比率)

- 株式併合

併合が行われた場合、権利落ち日を指数修正日として、以下のとおり修正する。  
 新修正係数 = 修正係数 ÷ 併合比率

- 合併

合併による存続会社を対象指数の算出対象であり、かつ消滅会社にも対象指数の算出対象が含まれる場合のみ、存続会社の修正係数を変更する。

## II. 基準時価総額等の修正

算出対象銘柄の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次に示すとおり基準時価総額及び除数を修正する。

### 1. 修正対象となる事項

#### (1) 算出対象の追加及び除外

修正を要する事項	修正日(注 1)	修正に使用する株価
構成銘柄の追加	追加日	修正日の前営業日の株価 (新規上場日から追加する場合は、基準値段)
構成銘柄の除外	除外日	修正日の前営業日の株価 (上場廃止日以降に除外する場合は、上場廃止日の前営業日の株価(注 2))

注1：基準時価総額の修正は、修正日の前営業日の引け後（修正日の立会開始前）に行われる。以下同じ。

注2：上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

## (2) 指数用株式数の変更

### 時価総額加重方式の場合

修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価
浮動株比率（FFW）の変更		変更日	修正日の前営業日の株価
公募増資		変更(追加)上場日（払込期日の翌日） （注1）	修正日の前営業日の株価
第三者割当増資		変更(追加)上場日（払込期日の2営業日後）の5営業日後	修正日の前営業日の株価
株主割当増資		権利落日	1株当たり払込金
新株予約権の行使		行使された日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
優先株等の転換		転換された日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
自己株式消却		自己株式が消却された日の翌月末（最終営業日）	修正日の前営業日の株価
合併・株式交換	他のJPX総研で算出する指数対象銘柄（注2）を非存続会社とする場合（JPX総研で算出する指数対象銘柄の算出対象同士の合併・株式交換）	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	上記以外（株式交付子会社が非上場会社である株式交付を含む）	変更(追加)上場日（効力発生日）	修正日の前営業日の株価
政府保有株の売出し （日本電信電話、日本たばこ産業、日本郵政）		JPX総研が定めた日（注3）	修正日の前営業日の株価
新株予約権の無償割当てによる増資（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。）（注4）		権利落日	1株当たり払込金
会社分割（吸収分割）		変更(追加)上場日（効力発生日）	修正日の前営業日の株価
その他の調整（注5）		当該情報が「所報で公表された日」の当月末又は翌月末	修正日の前営業日の株価

※ 株式分割、株式併合、株式無償割当（自己株式を割り当てる場合に限る）など、指数用株式数の



増加（減少）に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正しない。

注1：変更（追加）上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。（以下同じ）

注2：JPX総研で算出する指数対象銘柄は、内国普通株式、内国優先出資証券、内国参加型種類株式、単独上場外国株式、REIT、インフラファンド。

注3：受渡日を原則とする。

注4：新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）については、権利付最終日の指数用上場株式数に、1株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させる。割り当てられる新株予約権証券が上場しない場合は、新株予約権の行使として取り扱う。

注5：例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合」、「株式分割、株式併合、株主割当、新株予約権の無償割当ての際に、株式分割等の比率に基づき算出された株式数と効力発生日以降に確定する株式数に差異が生じた場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正があった場合」、「政府保有株式の売出しについて、株式数確定が追加上場日以降に所報で公表された場合」など。

注6：修正を要する事項が所報で公表された日と当該情報による修正日が著しく近接している場合、原則としてその他調整等で後日反映する。

### (3) 修正係数の変更

#### 株価平均方式、均等加重方式、修正指数用時価総額加重方式の場合

修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
株主割当増資	権利落日	1株当たり払込金
新株予約権の無償割当てによる増資（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。）（注4）	権利落日	1株当たり払込金
修正係数の変更	変更日	修正日の前営業日の株価

※株式分割、株式併合など、修正係数の増加（減少）に応じて株価を修正する場合には、指数用採用価格合計及び修正指数用時価総額の変動がないため、除数及び基準時価総額は修正しない。

### (4) 元データ

- ・ 基準時価総額等の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。（浮動株比率の算定については別紙参照）
- ・ なお、上記の基準時価総額等の修正事由に関して、発行会社の報告に基づき所報が訂正された場合でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することを行わない。

## 2. 修正方法

### (1) 配当を考慮しない指数（配当なし指数）

#### ① 修正方法

- 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。なお、算出式中の時価総額は、算出式に応じて、指数用時価総額、指数用採用価格合計、修正指数用時価総額に読み替える。また、算出式中の基準時価総額は、算出式に応じて、除数に読み替える。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \frac{\text{前営業日の時価総額}}{\text{旧(修正前)基準時価総額}} \\ &= \frac{(\text{前営業日の指数用時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)基準時価総額}} \end{aligned}$$

\* 修正額＝指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価  
したがって、

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

#### ① 修正例

- 仮に、旧基準時価総額を 20 兆円、前日の時価総額を 400 兆円、基準値を 100 とすれば、前日の指数値は、

$$\text{前日の指数値} = 400 \text{ 兆円} \div 20 \text{ 兆円} \times 100 = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

となる。

- 仮に、A銘柄の指数用株式数が公募増資のため 1 億株増加し、前日終値が 2,000 円だったとすれば、修正額は 1 億株 × 2,000 円 = 2,000 億円となる。よって、新基準時価総額は、

$$\text{新基準時価総額} = 20 \text{ 兆円} \times (400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 400 \text{ 兆円} = 20.01 \text{ 兆円}$$

となる。

- 次のとおり、今日の指数値は、算出対象すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの 2000.00 ポイントとなる。（このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。）

$$(400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 20.01 \text{ 兆円} = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

## (2) 配当込み指数

- ・ 配当込み指数の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
- ・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による基準時価総額の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整」の2回に分けて行う。

### a. 予想配当金による修正

- ・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による基準時価総額の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。
  - ① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
  - ② 当期の配当金額が確定していない（上記①のとおり公表されていない、または同金額が未定等の場合）は前期配当金額とする。
- ・ 基準時価総額の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点異なる。

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当落金額の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- \* 各銘柄の配当落金額 = 配当落日前営業日の指数用株式数 × 予想配当金
- \* 配当落金額の総額 = 各銘柄の配当落金額の合計
- \* 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

### b. 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整

- ・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信又は剰余金の配当に関する開示（以下、「決算短信等」という。）で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、決算短信等で配当金が公表される日（以下、「公表日」という。）の月末営業日（ただし、公表日が月末営業日の前営業日又は月末営業日の場合においては、原則として翌月末営業日）に、配当落微調整額の総額を算出し、基準時価総額の修正を行う。

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当微調整額総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- \* 各銘柄の配当微調整額 = 配当落日前営業日の指数用株式数  
× (決算短信等で公表された配当金 - 予想配当金)
- \* 配当微調整額総額 = 各銘柄の配当微調整額の合計
- \* 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

### (3) 税引後配当込み指数

- ・ 配当落金額による基準時価総額の修正は、(2)と同じタイミングで実施する。ただし、基準時価総額の算出に用いる「配当落金額の総額」、「配当微調整額総額」は、(1-配当税率)を乗じた額とする。
- ・ 算出に用いる配当税率は、修正日時点での上場株式の配当に係る源泉徴収税率(地方税除く)とする。

### III. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : [index@jpx.co.jp](mailto:index@jpx.co.jp)

以上